

規 程	平成4年12月1日	4 治 計 第 9 0 号
承 認	平成5年1月19日	建設省国地発第45号
規程変更	平成10年8月5日	10 治 計 第 4 2 号
変更承認	平成10年9月3日	建設省国地発第719号
規程変更	平成14年4月9日	14 治 計 第 1 2 号
変更承認	平成14年4月30日	国国地発第166号
規程変更	平成21年12月24日	21 森保第2506号
変更承認	平成22年1月7日	国国地第822号
規程変更	平成24年3月14日	23 森保第3356号
変更承認	平成24年4月12日	国国地第604号
規程変更	令和2年6月22日	2 農振第2896号
変更承認	令和2年7月7日	国国地第37号
規程変更	令和7年1月22日	6 農振第2430号
変更承認	令和7年1月28日	国国地第199号
規程変更	令和8年8月6日	8 農振第1327号
変更承認	令和8年8月24日	国国地第52号

福岡県民有林空中写真等公共測量作業規程

福 岡 県

福岡県民有林空中写真等公共測量作業規程

福岡県民有林空中写真等公共測量作業規程は、林野庁測定規程（令和 8 年 3 月 30 日付け国土地第 213 号公共測量作業規程変更承認）第 1 条、第 2 条、第 5 条、第 9 条から第 30 条、第 32 条から第 37 条、第 55 条から第 81 条、第 91 条、第 120 条から第 500 条を準用する。

この場合において次表左欄に掲げる同規程の規定のうち同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄のように、それぞれ読み替えるものとする。

第 1 条 第 1 項	国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 2 条第 1 項の規定による国有林野（以下「国有林野」という。）の測定業務に関しては、	民有林の測定業務に関しては、
第 1 条 第 2 項	林野庁、森林管理局、森林管理署及び森林管理署の支署並びに森林技術総合研修所	福岡県農林水産部農山漁村振興課
第 2 条	国有林野の測定業務に必要な基準事項を定め、国有林野の境界、位置及び面積を明らかにすること、及び	（削る）
第 27 条 第 1 項	第 54 条	（削る）
第 27 条 第 1 項	第 98 条、第 110 条、第 119 条、	（削る）
第 27 条 第 6 項	林野庁又は森林管理局	福岡県農林水産部農山漁村振興課
第 28 条	ただし、第 4 条から第 6 条まで、第 8 条及び第 9 条に掲げる測定並びに国有林野の取得、処分等に関する測量成果の審査は、林野庁長官又は森林管理局長が行うものとする。なお、国有林野の取得、処分等に関する測量成果で、他官庁等が行う観測の方法及び審査の基準が、林野庁と同等以上であると認められる場合には、審査を省略することができる。	（削る）
第 30 条 第 2 項	国有林野内において測量の障害となる木竹を伐採しようとするときは、その見込数量を一括し	（削る）

	て予定し、伐採後は、その箇所、樹種及び数量を森林管理事務所長、森林管理署長又は森林管理署の支署長（以下「森林管理署長等」という。）に通知しなければならない。	
第 66 条 第 3 項	森林管理局名を	福岡県農林水産部と
第 235 条 第 2 項	森林管理署界、森林事務所界、林班界、林班番号、基準点の名称及び標高並びに境界点の番号（おおむね 5 点ごととする。）及び標識を	別途指示するものを
附則	1 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。 2 この規程施行前の測定成果の取扱いについては、従前の例によるものとする。 3 次に掲げる通知は、廃止する。 国有林野測定規程（昭和59年6月22日付け59林野計第172号林野庁長官通知） 林野庁空中写真等公共測量作業規程（平成21年 3 月 4 日付け20林国経第50号林野庁長官通知） 附則（平成25年3月28日付け24林国業第165号） 1 この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。 2 施行日前に作られた図面の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 附則（平成26年4月24日付け25林国業第90号） 1 この規程は、平成26年 5 月 1 日から施行する。 附則（平成27年11月25日付け27林国業第81号） 1 この規程は、平成27年12月 1 日から施行する。 2 施行日前に作られた図面の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 附則（平成29年3月24日付け28林国業第 6 号） 1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。	1 この規程は、承認日から施行する。

	2 施行日前に作られた図面の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 附則（令和2年3月25日付け元林国業第190号） 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。 2 施行日前に作られた図面の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 附則(令和3年4月28日付け2林国業第19号) 1 この規程は、令和3年5月1日から施行する。 2 施行日前に作られた図面の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 附則（令和6年3月18日付け5林国業第254号） 1 この規程は、令和6年度の測定業務から適用する。 2 施行日前に作られた図面の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 附則（令和8年3月31日付け7林国業第259号） 1 この規程は、令和8年度の測定業務から適用する。 2 施行日前に作られた図面の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。	
付録7 第2条 第1項	林野庁、森林管理局、森林管理署及び森林管理署の支署並びに森林技術総合研修所	福岡県農林水産部農山漁村振興課